

## 保護者の皆さまへ

### －町田市立小学校における緊急事態宣言の期間再延長に伴う対応について－

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた国による「緊急事態宣言」の期間再延長に伴い、お子様の安全を第一に考えるとともに、感染症対策を徹底しながら、以下のとおり対応を行ってまいります。

#### ■緊急事態宣言期間中の教育活動について

- 感染症対策を徹底しながら教育活動を実施します。
- 現在の感染拡大の状況を踏まえ、感染予防や感染不安により登校することができないお子様に対しては、ホームルームや面談をオンラインで行ったり、授業の様子を配信したりするなどの体制を整え、保護者の皆様と相談した上で実施します。
- 今後、授業の実施方法等に変更がある場合には、各学校からお知らせします。

#### ■緊急事態宣言期間中の学校行事等について

- 校外学習については、原則延期又は中止とします。  
※ただし、公共交通機関を使用しないもの、学区内など徒歩で移動できる範囲の校外学習については、お子様の安全面を配慮した上で実施する場合があります。
- ※校外学習の実施、延期、中止については、各学校からお知らせします。
- 宿泊を伴う行事については、延期又は中止とします。  
※宿泊を伴う行事の延期、中止については、各学校からお知らせします。
- 小学校放課後英語教室については、一部内容を変更・制限して、感染症対策を徹底しながら実施します。

#### ■保護者会・学校公開等について

- 保護者会については、実施形態、オンラインの活用等、方法を工夫して実施します。
- 学校公開等については、延期又は実施形態、オンラインの活用等、方法を工夫して実施します。

#### ■運動会、連合行事等について

- 運動会については、緊急事態宣言期間中は、安全面を配慮した上で実施することを可能とします。  
※運動会の実施、延期、中止については、各学校からお知らせします。
- 小学校連合音楽会については、中止とします。  
※小学校連合体育大会の実施可否については、学校からお知らせいたします。

#### ■学童保育クラブ及び放課後子ども教室「まちとも」の活動について

- 小学校における学童保育クラブの活動については、実施します。
- 放課後子ども教室「まちとも」の活動については、実施します。

※お子様や同居の家族の感染が疑われる場合や濃厚接触者に特定された場合、感染が判明した場合については、お子様を登校させずに、休養をとるようお願いいたします。また、そのような場合には学校への速やかなご連絡をお願いいたします。

※ご心配・ご不安な点がございましたら学校までご相談ください。

2021年9月14日  
町田市教育委員会